

豊技発第737号  
令和8年3月16日

建設業者 各位

豊田市長 太田 稔彦

## 建設工事における要領の改正等及び『工事の留意点』の活用について（お知らせ）

平素は市発注工事にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和8年4月以降に発注する工事に適用する要領等については、下記のとおりとさせていただきます。

建設業者の皆様におかれましては、改正された要領等の内容について御承知おきいただきますとともに、御理解と御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 要領の改正及び策定について

##### （1）週休2日制工事実施要領（土木系）の改正

建設現場における労働環境の改善のため、令和2年度より週休2日制工事の適用を順次拡大し、令和6年度より原則全ての工事を発注者指定型の週休2日制工事として実施してきました。令和8年4月以降は、さらなる週休2日のとれる現場環境整備のため、**原則全ての工事を「完全週休2日」として発注する要領に改正**します。

##### （2）豊田市熱中症対策に資する現場管理補正の試行要領の策定（土木系）

近年の夏期における猛暑日などの気象状況を考慮し、令和7年度より工事現場の熱中症対策に係る費用に関して現場管理費の補正を試行実施してきました。令和8年4月以降は、愛知県の「熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法」ではなく、「**豊田市熱中症対策に資する現場管理補正の試行要領**」に従うものとします。

##### （3）豊田市ホームページへの掲載について

上記に示した要領の改正等の詳細情報は、**令和8年4月上旬までに豊田市ホームページ（技術管理課）に掲載**する予定です。

【QRコード】



## 2 『工事の留意点』の活用について

市が発注する公共工事において、国や愛知県の工事標準仕様書等に基づき、工事を進める上での留意点と共に省略できる書類についても記載しています。

内容を精査して改訂の上、**令和8年6月下旬までに豊田市ホームページ（技術管理課）に掲載する予定**ですので、ご活用ください。

【QRコード】



【問合せ先】  
総務部 技術管理課  
TEL 0565-34-6612